

宮労発基 1202 第 2 号
令和 7 年 12 月 2 日

関係団体の長 殿

宮 城 労 働 局 長

第 2 回化学物質管理強調月間の実施について

日頃より、労働行政の運営について、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、厚生労働省においては、産業界における自律的な化学物質管理活動を推進するとともに、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るため、令和 6 年度より化学物質管理強調月間を創設しています。

当局においても、令和 8 年 2 月 1 日から 2 月 28 日までを第 2 回化学物質管理強調月間とし、

「 慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方 」

をスローガンに、別添の「第 2 回化学物質管理強調月間実施要綱」に基づく積極的な活動を行うこととしています。

つきましては、この強調月間の趣旨を御理解いただき、関係事業場への周知等に御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、「第 2 回化学物質管理強調月間実施要綱」に関しましては、当局ホームページに掲載しておりますので、必要に応じてご参照いただきますようお願いいたします。

○宮城労働局ホームページ「2 月は化学物質管理強調月間です」
<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/2/226/202602-che-sub-kyoukatuki.html>

「宮城労働局 化学物質管理強調月間」で検索できます。

